

北秋田市 主治医意見書作成料の判断基準

	新規	継続
在宅	5, 500円（税込）	4, 400円（税込）
施設	4, 400円（税込）	3, 300円（税込）

○新規に該当するケース

- ・ 認定申請を初めて行う者について、医師が初めて意見書を作成した場合。
- ・ 認定申請を行うのが2回目以降の者について、以前に意見書を作成した医師以外の医師が初めて作成した場合。
- ・ 同一医師が意見書を作成していても、所属する医療機関が異なる場合。
- ・ 前回申請が転入継続申請の場合。（北秋田市が初めて意見書作成料を支払うため）
転入継続申請・・・他市から転入してきた方で、認定情報を継続して北秋田市でも引き継ぐもの。（認定期間は転入日より6ヶ月）

○継続に該当するケース

- ・ 過去に意見書を作成した医師が記載した場合。
- ・ 同一病院・施設で申請時と異なる医師が作成していても院内共通のカルテがあり、参照することが可能である場合。
- ・ 前回申請取下時にすでに意見書を作成済で意見書作成料も支払い済の医師が再度作成した場合。
- ・ 前回申請の結果が非該当であり、再度申請を行う者について同一の医師が記載した場合。
- ・ 前回申請の結果が非該当であり、前回申請時の意見書を作成した医師による診療記録等を参照して、当該医師以外の医師が記載した場合。

○在宅に該当するケース

- ・医療機関への入院、介護保険施設または社会福祉施設に入所していない場合。
(グループホーム、特定施設(有料老人ホーム等)、サービス付き高齢者住宅等への入所者は在宅扱い。ただし、入所者が医療機関や介護保険施設に入院入所した場合は施設扱い)
- ・医療機関へ通院またはデイサービス・デイケアに通所している場合
- ・申請時は入院していたが、退院後に外来受診した状況で作成した場合。
- ・医療機関に入院している者や施設入所者であっても、嘱託医でない医師が作成した場合。

○施設に該当するケース

- ・医療機関へ入院しており、入院先の医師が作成した場合。
- ・施設入所中(ショートステイ含む)で、嘱託医が作成した場合。
- ・意見書作成時には退院している場合でも、入院時の診療記録等に基づいて作成した場合。
- ・申請時に入院していなくても、申請後入院し入院先の医師が意見書を記載した場合。
嘱託医・施設(協力機関)から依頼されて定期的に診察を行う医師。